



相談無料

働き方改革に関する 相談窓口のご案内



2019年4月から働き方改革関連法が順次施行され、新しい仕組みやルールが設けられるようになりました。

そこで、大洲商工会議所では、2022年度も中小企業・小規模事業者さまからの相談に対応するべく、「働き方改革に関する相談窓口」を設置しました。お気軽にご相談ください！

たとえば、このような労務課題やお悩みにお答えいたします。

- 時間外労働削減や36協定について詳しく知りたい
- 非正規雇用の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えて欲しい
- 助成金を活用したいが、利用できる助成金が分からない



人手不足？
残業削減？



生産性向上？
処遇改善？

◆相談日時／令和4年 7月 8日(金)、8月 12日(金)
9月 9日(金)、10月 14日(金)
11月 11日(金)

◆場 所 大洲商工会議所 (13:30~15:30)
大洲市大洲694-1

【申込方法】

相談を希望される方は、下記申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたはTELでお申込みください

(TEL 0893-24-4111 FAX 0893-23-3774)

《相談体制》  社会保険労務士がご相談に応じます。

大洲商工会議所 宛 「働き方改革に関する相談窓口」申込書

事業所名		住所	
フリガナ		電話番号	—
ご担当者名		FAX	—
希望時間	:	希望日	令和 年 月 日

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当相談窓口以外には使用いたしません。

お問い合わせ先

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7 別館1階

TEL 0120-005-262 FAX 089-913-5502